

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	青木康編著 『イギリス近世・近代史と議会制統治』 <書評>
Author(s)	井内, 太郎
Citation	史学雑誌 , 126 (2) : 255 - 263
Issue Date	2017-02-20
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00053997
Right	発行元の許可を得て登録しています
Relation	



書

評

青木 康編著

『イギリス近世・近代史と議会議制統治』

井内 太郎

本書は一六世紀から一八世紀のイギリスにおける議会議制による統

九五(二五)

治の歴史的展開を分析し、その意義と限界について論じたわが国で最初のイギリス議会議史の論集である。本書の最大の成果は、議会議史研究が、単に制度史や議院内部の党派抗争、地主貴族が担う議会議史といたつた従来の議論に留まらず、その射程の多様性と広がりを持ち得ることを十分に描き出しているところにある。

これらの点について、より詳しく検討するために、まず本書の全体構成を提示し、さらに各論考の本書の中で位置づけを行う。そして最後に本書全体に関わる論点を導き出してみたい。

一 本書の全体構成

本書は、以下に示す通り、三部構成をとっており、計一一本の論文がその中に配置されている。

第一部 代表制議會

A 議席配分と地域代表

第一章 近世コーンウォールにおける下院議員の選出様態―数值的分析(仲丸英起)

第二章 一八世紀イングランド西部の下院議員―議員と選挙

区の関係をめぐる(青木康)

第三章

スコットランド代表議員の政治的機能(二七〇七―一七四七年)―合同以前のスコットランド身分制議會との

関連において(松園伸)

B 議員選出の実態

第四章 王政復古期における五港統治と下院議員選挙(辻本

謙)

第五章 ブリジウォータの都市自治体と一七八〇年総選挙

(青木康)

第二部 海洋帝国の議會

第六章 私掠と密輸―九年戦争期のイングランドにおける捕獲物

関連制度の改革と議會、王權(薩摩原介)

第七章 ジャリット・スミス―プリストルの下院議員(二御破

夫)

第八章 一八世紀イギリスにおける海難者送還システムと議

会制定法(金澤周作)

第九章 減税か賠償か―イギリス議會と奴隸制廃止をめぐる議論

一八三二―一八三三年(川分圭子)

第三部 議會制統治の外縁部

第一〇章 近世イギリスのスタナリ議會―すず鉱業地域利害の

調整と回路の検討(水井万里子)

第十一章 アルバート公によるコーンウォール公領の経営改善

と議會政治(君塚直隆)

コメント 選挙区と利害(ジョン・ナサン・パリ)

各論考の扱う時代により分類してみると、一六世紀(第一章)、王政復古期(第四章)、残りの九章は一八世紀から一九世紀半ばまでを扱っている。したがって、本書は、いわゆる「長い一八世紀」の議會制統治の分析に重きが置かれる構成となっている。また地域分類を行ってみると、ここにもいくつかの工夫が見られる。

ブリテン国家に関しては、イングランドの中央（ウェストミンスター）の議會と古い換えてもよい）を扱う論考（金澤、薩摩、川分）と地方に属するものとしてコーンウォールをはじめとする西部地域（仲丸、水井、一柳、君塚、青木）と五港都市（辻本）を扱う論考があり、両者の関係性の解明も強く意識されている。一方、スコットランドについては、合同前後のスコットランドの議會とウェストミンスターの議會の比較検討が行われている（松園）。海外地域として北米植民地、西インド諸島、さらに興味深いのは、大西洋を介して行われる私掠・密輸・奴隷貿易や海難などのいわゆる海事史研究も射程に組み込まれていることである。

また、検討対象となる下院議員についても、従来の地主貴族の政治的重要性に対する高い評価への疑義から、特に第Ⅱ部を中心に商業利害、製造業利害、植民地利害を担う非地主議員の検討が行われている。

このように本書の全体構成からも、イギリスの議會制統治の研究が、かつての一國史や狹義の制度史・政治史に留まらず、より広い政治的・社会的・文化的空間の中で検討される段階に入ってきたことがよくわかる。

二 本書の内容の検討

序論によれば、本書の狙いは二つあるように思われる。一つは、地主貴族が担う議會制統治のイギリス近世・近代における展開という常識化した図式の不十分さを明らかにすることにあり、このような問題設定自体は、何ら目新しいものではないし、研究

史の整理としても不満が残るかもしれない。ただ冷静になって考えてみると、編者としては膨大な議會史研究の動向をわずか数頁でまとめ、断念したといったほうがよいであろう。言うまでもないことだが、各論者の間では、議會史研究の動向とその課題は、暗黙の了解となっており、各論者のテーマもそれらを十分に考慮した上で設定されている。さらに、バリー教授のコメントが、議會史研究の潮流の中に一本の論文を手際よく位置づけ、この部分を補填する役割を担っている。

第二に近世・近代のイングランド西部地域（コーンウォール、デヴォン、ドーセット、サマセット）における議會制統治の歴史的展開を検討する研究プロジェクトの成果の一部ということである。したがって、先ほどの地域分類でも、この地域に関わる論考が五本と約半数を占めているわけである。

もとより、一本の論文の内容について詳しく紹介する余裕はないので、各章において、この二つの課題がどのように扱われているのかに重きを置きながら、第Ⅰ部から順に検討していくことにしたい。

第Ⅰ部A「議席配分と地域代表」は三章からなる。第一章ではエリザベス期から初期ステュアート期にかけてのコーンウォールの都市選挙区における下院議員と選挙区との関係が検討されている。コーンウォールでは一六世紀半ばに多数の選挙区が創設され、イングランド中で最も議席数の多い州となったことはよく知られている。仲丸氏はコーンウォール、公領、スタナリの都市選挙区とこの新選挙区を分析対象とし、次のような結論を導き出している。す

なわち、これらの選挙区で七割近くが外部出身者で、遠距離を頻繁に移動しており、バトロンの影響力に比して各都市自治体の自律性が弱かった。それが外部権力による選挙への介入を可能としたのである。

第二章では、イングランド西部四州の下院議員と選挙区の関係が検討されている。やはり一八世紀になっても、西部地域の選挙区を代表していた議員には地元人が少なく、彼らは頻繁に選挙区の移動を繰り返していた。西部地域は、議会への参加が期待される全国各地の人々に広く議席を提供していたのである。このように見ると、一六世紀から一八世紀にかけて、西部地域では、議員が中央の議会へ送られても、その地域社会の代表として必ずしも働いていなかったことになり、それは中央と地方の政治的対話の公的な回路としての代表制議会の限界を示しているのである。

第三章では、合同(一七〇七年)前後のイングランドとスコットランドの両議会の比較検討が試みられている。合同までスコットランド議会は一院制で、聖・俗の貴族と勅許都市代表の「三分」からなる身分制議会であったことはよく知られている。注目しているのは、スコットランドの場合、まず勅許都市代表が常置の議会代表として認められ、州代表が制度化されるのは一六世紀末以降のことであり、イングランドの議会制度の成立過程と対照をなしていたことである。その後、合同条約締結により、スコットランド議会はブリテン議会へ「吸収合併」され、スコットランド代表の議席数は大幅に削減されることになった。特に勅許都市代表議員数が激減したことは、合同が国制にもたらした最大

の変化の一つであった。しかしながら、松園氏は、議席数の縮減の問題に加えて、スコットランド議會議員から代表議員への質的変化にも注目すべきとし、代表議員の出自の中に、司法職を梃子にエリート層に参入して社会的上昇を遂げ、中には子孫が貴族身分に至った者が現れてきたことに注目している。この点は、後段で改めて検討してみる。

第一部B「議員選出の実態」は第二章からなる。第四章は、王政復古期五港の下院議員選挙が一六八二年以降のいわゆる「トリー反動」により劇的に変化する過程を検討している。すなわち王権は特権付与状再交付政策により、五港の各都市自治体に対する統制を強化し、さらに五港長官による下院議員の推薦慣行を公式化し、選挙を安定的にコントロールすることを試みた。こうした王権による統制強化は、五港だけでなく、全イングランドに見られた、いわば時代の趨勢であった。辻本氏が強調するのは、この一連の改革がいかに強引に見えようとも、しかるべき手続きを通じて進められた正当性を持つ取り組みであり、同時代の人々もそのように認識していたという事実である。そこからの転換をもたらしたという意味での名譽革命の画期性は認められるべきだが、同時に議会主権への道が当時においていかに確実性に乏しいものであったかという点も見落としてはならないのである。

第五章は、サマセット州の有力都市ブリジウォータにおける一七八〇年下院議員選挙を扱っている。ブリジウォータは、ブレット伯爵家がバトロンとして影響力を及ぼしてきた典型的なバトロン影響力型の都市選挙区であった。しかしながら、この年の

選挙は一七六〇年代末から同選挙区の議員を務めてきたブーレット（与克系）とB・アレン（野克ホイッグ系）が、それぞれ別の候補者をたてて再選を目指す、本格的な競争選挙となったのである。この選挙が注目には値するのは、都市のバトロン支持派と反対勢力の争いに、中央政界の野党活動や全国的な政治改革運動という新たな潮流が結びついていたからである。この二つの論文を通じて、選挙で議員が地域社会を代表する者としてすんなり決まるわけではなかったことが実証されている。

第二部「海洋帝国の議会」には、四論文が配置されている。第六章は九年戦争期（一六八九―一六九七年）に議会で行われた私掠奨励とそれに関わる捕獲物関連制度の変革に関する議論の分析を行う。薩摩氏によれば、一連の改革は、確かに王権・政府の権限を抑制するという「地方派」的動機はあったが、それはあくまでも一要因に過ぎず、私掠者による密輸防止などより実地的な問題も同様に重要であった。また、当初下院が企図していた捕獲物の管理、売却業務の関税委員への移管の試みも、上下院の対立が原因となって失敗し、試行錯誤する中でその案とは異なる形で決着したのである。したがって、この一連の議論をホイッグ史観的な文脈で理解することは、一面的に過ぎるといことになる。本論では触れられていないが、捕獲物の売却後に、その収益を主な財源とする「捕獲物基金」が創設された。これは私掠船への出資者や船員の間での収益の分配を目的としていたが、その前に差し引かれた費用の中に、戦闘中に死亡した船員の家族や負傷者への扶助金が含まれていた。つまり船員たちの間で、この基金はチャリ

テイとしての機能を果たしていたのである。ゆえに、この捕獲物をめぐる問題は、政治史と社会史を接合させた議論に発展する可能性を秘めているのである。

第七章は、プリストル市で一七五六年から六八年にかけて下院議員を務めていた事務弁護士ジャリット・スミスについて検討している。彼はトリー系政治団体であるステッドファスト協会の創設メンバーであり、彼の人脉はトリーを中心としていたが、それ以上に幅広い人脉を形成し、特に同市の商業利害に忠実に働き、地元貢献していた。そもそもプリストル市はE・パークのような全国型の大物政治家を輩出する典型的な開放型選挙区であったが、そうした中でスミスのような地元密着型の政治家が選出され活躍することは、選挙区モデルとその実態の関係を考える上で興味深い。

第八章は「海難Ⅱ天災」時代に、議会が唯一、対処できた「海難者送還」対策の歴史的意義が検討されている。金澤氏が注目するのは一五九七年に制定された「浮浪法」と「海軍への雇用促進法」（一七二八年）である。前者では、海難者は処罰の対象外として、合法的な物乞いをさせながら、故知へ帰還することを認め、また後者では国費で海外難船者の送還事業を推進することで、海軍の貴重なマンパワーを循環させる効果が期待されていた。このように一八世紀には、議会制定法を通じて、国内外を覆い尽くす自力救済の例外措置としての海難者帰還のネットワークが構築されていたのである。

第九章は、全英領植民地奴隷廃止法（一八三三年）に奴隷所有

者への賠償制度が盛り込まれていく過程を検討している。その際に重要な役割を果たしたのが、ロンドンで設立された西インド利害関係者からなる議会外の任意団体である西インド委員会であり、奴隸制廃止法に関わる最も重要な部分⁽¹⁾が、政府と同委員会との非公式な事前交渉により解決されていたのである。また下院で賠償問題の重要性を主張したA・ペアリングは、西部地域で選出されたが、西インド利害関係者ではなかった。彼は西インドに限定されない広い大西洋植民地利害や、植民地に投資している本国の商業・金融利害を代弁していた。このようにプリストル市をはじめとする西部地域は、議会の「実質的代表制 (virtual representation) ⁽²⁾」について考える上で、格好の事例を提供してくれるのである。

第三部は西部地域に焦点が絞られており、地域利害に関する下院以外のチャンネルの果たした役割が検討されている。第一、第二章で検討したように、コーンウォール州における議席数は四四議席と全国的にみても非常に多数であったが、外部出身者が多く、下院において錫に関する法案が取り上げられることも稀であった。第一〇章は、錫の先買権契約などをめぐるコーンウォールの錫鉱業地域利害と中央との調整を行う別の回路としてスタナリ議会の検討が試みられる。同議会はコーンウォールの主要なジェントリたちからなり、下院議員も輩出していた。もとより、開催数自体は一〇回(二五八―一七五三年)と少ないが、同議会は、錫の地域利害の調整以上に、より大きな地域統治を實現する重要な鍵であったのではないかという展望が示されている。

第一章はアルバート公によるコーンウォール公領の経営改革の検討が行われる。同公領は一七六〇年以降、王室領とは別個の所領とみなされ、その所領経営には議会が介入できないことが確認されていた。したがって、経営改革を目的とする公領関連二法(二八四四年)が成立した際にも、ピール首相が利害関係者と事前調整を行っており、殆ど議会で討議されることはなかったのである。一八四九年に下院において行われた公領経営への議会の介入の是非をめぐる議論においても、議会内の大勢は、公領はあくまでも、「私有財産」であり、「公的な性格」は有していないので、議会はその経営に介入できないという見解で占められていたのである。

三 本書の意義と課題

では、近世・近代における議会制統治のあり方を再検討する本書の成果と課題について検討してみたい。ただし、一八世紀イギリスに関わる専門的な議論は、それに相応しい評者に任せるとして、ここでは近世イギリス史研究の潮流の中で考えてみたい。

(一) 都市選挙区と議員の関係

仲丸氏によれば、「大部分の候補者が立候補した動機は国政への参加にはなく、また大半の選挙区でどれほどその地域に利益をもたらずという基準によって議員を選出したわけではなかった³⁾」。エリザベス期の議員の選出基準は「基本的にその地域の社会的諸関係における潜在的候補者の地位であり、名替であった」。それに対して、一八世紀イギリスの選挙は、「多様な議員と多様

な選挙区」に様変わりしており、青木氏は議員の選出方法により都市選挙区を五つに分類している。

他方で西部地域の下院議員の選挙に焦点を当ててみると、一六世紀から一八世紀にかけて、一貫して地元出身者が少なく、頻繁に選挙区の移動を繰り返して、外部からの介入を可能にしていた。つまり議会が中央と地方の結節点として機能していなかったことになる。しかしながら、青木氏は、そこに一八世紀に特有の議会の機能をみいだす。すなわち「議会が全国的視野に立って国内の諸利害の調整を行おうとするのであれば、地元と強いつながりを持つ議員だけでは不可能」であり、「西部地域から大量に選出されてくる「余所者」の、それゆえに自らの選出区にはあまり捕らわれない議員を構造的に必要としていた」のであり(五四頁、本書の中でも重要な論点の一つと思われる)。

一方、スコットランドの都市選挙区に関しては、合同前後にイングランド以上に構造的変化を経験している。松國氏によれば、スコットランドは、合同以前から「きわめて閉鎖的な選挙区の構造」(五九、六三頁)をとっていた。とすれば、スコットランドでは「議員が選挙区を選べない」のであろうか。スコットランド選挙区における青木氏の選挙区分類モデルの有効性に関わる問題でもある。合同以降のスコットランド代表議員の新たな勢力として、松國氏は職業的法官が議会政治に深く関わっていく点に注目している。彼らは、その時の代表的なスコットランド有力政治家に接近し、イングランドの政治指導者とのパイプを作り(『社会的上昇の機会』、ブリテン議会で活躍する議員も輩出したのである)。

とすると、ブリテン議会の代表制の問題として考えた時に、個々の場面で、彼らの意識として国民の代表(Britishness)、あるいはスコットランド(Scottishness)ないし地域利害の代表としてのアイデンティティがいかに現われてくるのであろうか。また周知のように一七四六年のジャコバイト反乱の失敗まで、スコットランドではイングランド以上にトリーとホウィックの政党間抗争が繰り広げられていた。したがって、代表議員として選出されるまでの、彼らと選出される州・都市選挙区との関係についても今後知りたいところである。

(二) 「礫岩のような国家」の中の西部地域

近年の研究では、近世のブリテン諸島を「礫岩のような国家(conglomerate state)」と捉えるようである。礫岩を構成した地域(『礫』は、イングランドをとってみても、本書で検討されたコーンウォール公領や五港都市を含むなど非均質で多様であった。では「礫岩のような国家」の中で西部地域はどのように位置づけられるのであろうか。この地域の議員と選挙区の関係は、一貫して外部の影響を受けやすく地元の利益を反映しにくいという意味では遠心力を持つが、しかしそれが同時に全国的視野に立って国内の諸利害を調整することを可能にしたという意味では求心力を持ち得たということであろうか。近世イングランドにおけるスタンリ議会やコーンウォール公領も議会統治の外縁部にあり、その限界を示している。

確かに本書は西部地域が一貫して議会制統治モデルの限界を示す特別な地域であることを示すのに成功しているが、それが全体

として、中央の發展から取り残された、いささか静謐的な印象を与えているように思えた。礫は、非均質性・多様性と同時に統合作用により常に變化しているはずである。たとへば、海事史研究の観点からみると、西部地域は一六世紀以来、海軍・私掠船・商船に有能な船員を供給し、大航海時代を支えていた。イングリッド南西部の有力者サー・ウォルター・ローリは、スタナリ長官を務めた(二六一頁)が、彼は同時に、私掠船の船長であり、アルマダとの戦いに活躍した人物で、またこの頃に北アメリカ植民の権利を認められている。またプリストルのジャレット・スミスも私掠船の鑛装に投資しており(二七四頁)、さらに海軍法案(二七五八―九年)に対してプリストル貿易協会が猛反発したために、当初それを支持していたスミスも、地域利害に従わざるをえなかつた経緯がある。第八章で検討された国外海難者の帰還事業も、もとはといへば、船員たちの改宗や外国の海軍や海運への流出を防ぐものであり、それは裏返せば、いわゆるブリティッシュネスに収まりきらない当時の船員たちの心性を逆照射している。西部地域には、ある礫岩とそこから離れた礫岩に帰属する人々が少なからず存在していたのである。こうした西部地域の海事史上の特徴が、この地域の政治、経済さらに文化的アイデンティティのあり方にどのような影響を与えていたのだろうか。今後の研究の進展に期待したい。

(三)「長い一六世紀」と「長い一八世紀」の接合の試み
この二つの時期の連続と變化の側面を見ると、内乱・共和政期の議会統治のあり方は、どのように位置づければよいのであ

ろうか。本書の構成からわかるように(また論者の構成からいたしかたないことだが)、残念ながらこの時期についての言及が抜け落ちている。しかしながら、宗教史や政治史はともかくとしてランブ議會からペアポーン議會、さらに護国卿時代の議會までの短期に生じた議會の制度的激變の意味を論じることが容易なことではない。とはいへ『統治章典』(一六五三年)は、イングリッドにおける最初の成文法であり、その統治の原則は「プロテクターという一人の元首と一院制の議會」であった。さらに議會の構成も(ウェールズを含む)イングリッド、スコットランド、アイルランドを統合し、議席の配分がなされていた。議會制統治のあり方からすれば、これは革命的變化と言えるのではないだろうか。松園氏によれば、一八世紀初期に合同問題が再燃したとき、議席数を巡って「このスコットランドにとって著しく不利な数字は、再び引き合ひに出された」(六二頁)ことからすると、約半世紀前の連邦制の統一議會の構想も、全く忘れさられたものではなかつたように思われる。

王政復古期の変化として重要なことは、下院が明らかに國民を代表する「世論」を發言の根拠に置き始めたことである。第四章において、王権の統制強化が「少なくとも地域の一定部分(トリー)の利害を反映し、またその支持の上に成り立っていた」(二〇六頁)ことも、「世論」と深く結びついていた。しかしながら、ここでも内乱期の記憶は鮮明に残っており、國民の直接的な政治参加には警戒的であった。当時の「世論」においてこの新旧二面性がいかに認識されていたのだろうか。政治ジャーナリズムの展

開も含めた五港都市の言説空間の解明が待たれるところである。では、議会制統治のあり方からみた「長い一八世紀」の最終局面は、どのように捉えられるべきであろうか。青木氏は「一八世紀末のこの時期においては、もはや議席が地域社会に配分されているか否かといった制度論ではなく、議会内で成長しつつあった政党政治が地方都市にまでそのすそ野を広げつつあったという実態論こそが、重視されるべき」と一八世紀半ば以降の議会政治への展望を述べている(一三〇頁)。しかしながら、近年の研究では、三〇年代の諸改革が成立しても、そこに変化よりも継続性を見る傾向も強まっているようであり、ここでも順調なる発展の図式が描きにくくなっている。

本書は一六世紀から一九世紀半ばまでの議会制統治の限界や順調な発展の図式の問題点を論証することに成功しているが、それらの点をあまりに強調しすぎると、平板な歴史叙述の陥穽にはまってしまふ可能性があることは、論者たちも十分に認識しているはずである。議会制統治の連続と変化、新旧の二面性をいかに接合していくのか、今後の課題と言えるだろう。

以上、本書を読みながら評者が読み取った論点を三点に絞り提示した。いささか評者の土儀に引きつけ過ぎた感もあるが、そこは執筆者や読者の寛恕を請いたい。わが国で最初の本格的な議会議史論集の刊行を契機として、さらに議会議史研究が深まることを願いたい。

(付記) 本書評は、二〇一六年七月三日に明治学院大学において近世

イギリス史研究会と革命史研究会の共同開催でおこなわれた本書の書評会の原稿を元に作成されている。

註(1) 近世イギリス議会の研究史としては、近藤和彦編「イギリス史研究入門」山川出版社、二〇一〇年、第一〇章「議会」、ならびに仲丸

英起「名替としての議席」近世イングランドの議会と統治構造」慶應義塾大学出版会、二〇一一年、第一章、青木康「議員が選挙区を選ぶ」一八世紀イギリスの議会議政治」山川出版社、一九九七年、特に二・

四章が有益。

(2) 「実質的代表制」概念の意味については、青木、前掲書、二三二～三頁を参照。

(3) 仲丸、前掲書、二七八～九頁。

(4) 都市型選挙区は、次の五つのタイプに分類されている。①金権型

②財産所有型③都市自治体型④パトロン影響力型⑤開放型。その他に

⑥イングランドの州選挙区⑦ウェールズの州選挙区⑧スコットランド

の都市・州選挙区のタイプからなつた。①⑤のタイプは、⑥⑧に

比べて、議員の移動が頻繁で、議席の安定性が低かつた。④はパトロン

の影響力が選挙を左右する選挙区であり、八つのタイプの中では最大

グループを構成した。⑤は政治意識の高い有権者を抱えており、単

独、あるいは一群のパトロンの支配が成立しなかつた。詳しくは、青

木、前掲書、一七〇～一八八頁を参照。

(5) 古谷大輔・近藤和彦編「巖岩のようなヨーロッパ」山川出版社、二〇一六年。

(吉田書店 二〇一五・一一刊 A5 三三九頁 四〇〇〇円)